

(別紙3)

## 民国連携した林産物の安定供給システム協定書

民国連携した林産物の安定供給システムによる販売の実施に関し、東北森林管理局長（以下「甲」という。）、【民有林所有者等】〇〇（以下「乙」という。）、【需要者】〇〇（以下「丙」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

令和 年 月 日

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 甲 | 〇〇森林管理局長   | 印 |
| 乙 | 住所〇〇〇〇〇    |   |
|   | 商号又は名称     |   |
|   | 代表者氏名〇〇〇〇〇 | 印 |
| 丙 | 住所〇〇〇〇〇    |   |
|   | 商号又は名称     |   |
|   | 代表者氏名〇〇〇〇〇 | 印 |

### 記

第1条 甲、乙及び丙は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく林産物の販売計画を別紙のとおり定めるとともに、それぞれ当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第3条 丙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第4条 乙は甲に対し林産物の販売実績についての報告を、丙は甲に対し企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第5条 甲の林産物の販売については、森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長と丙との売買契約に基づき行うものとする。

第6条 乙の林産物の販売については、乙と丙との売買契約に基づき行うものとする。

第7条 丙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第8条 甲及び乙は、丙が前条の規定に反していた場合は、この協定を解除することができる。

第9条 甲、乙及び丙は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第10条 (特約条件)

第11条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(別紙)

### 林産物の販売計画

| 年度 | 樹材種 | 材区分 | 森林管理署等及び民有林所在地 |  |  |  |
|----|-----|-----|----------------|--|--|--|
|    |     |     |                |  |  |  |
|    |     |     |                |  |  |  |
|    |     |     |                |  |  |  |